

勝山市緊急銃猟実施マニュアル

改定 令和8年10月

策定 令和7年10月

勝山市

目 次

1. はじめに

- (1) 緊急銃猟制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 本マニュアルの位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (3) 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2. クマ等出没時の対応

- (1) 通報時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (2) 緊急銃猟に関する計画の調整・・・・・・・・・・・・4
- (3) 福井県に対する応援の要請・・・・・・・・・・・・4
- (4) 安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備・・・・5
- (5) 緊急銃猟に係る条件の確認・・・・・・・・・・・・9
- (6) 緊急銃猟の外部への委託・・・・・・・・・・・・13
- (7) 緊急銃猟のための土地への立入等・・・・・・・・16
- (8) 原状回復、安全を確保する措置の解除・・・・・・・・16
- (9) 損失補償手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

3. 役割分担と対応者、指揮命令系統

- (1) 緊急銃猟を実施する際の役割分担及び対応者・・・・17
- (2) 指揮命令系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

4. 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備

- (1) 必要な人員・関係者の協力体制の確保・・・・・・・・22
- (2) 関係機関との連携体制・・・・・・・・・・・・・・・・22

(3) 机上及び実地訓練・研修等の実施	23
(4) 備品の確保と管理	23
(5) 保険の加入	24

5. その他

- ・ 緊急銃猟 捕獲者リスト(緊急連絡先)
- ・ 備品リスト

1. はじめに

本マニュアルは、国が定める「緊急銃猟ガイドライン」(令和7年7月 環境省自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室制定)に基づき、市が実施する緊急銃猟について、その円滑かつ安全な実施並びに住民の生命・身体及び財産の保護を図ることを目的として策定する。近年、クマやイノシシ等の危険鳥獣が人の生活圏に侵入し、人身被害が多発している状況を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号、以下「法」という。)の改正により創設された緊急銃猟制度を適切に運用するための指針となる。

(1) 緊急銃猟制度の概要

緊急銃猟とは、法第34条の2に基づくもので、危険鳥獣(ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ)が人の日常生活圏に侵入し、人への危害を防止するための措置が緊急に必要であり、銃猟以外の方法では困難な場合において、安全確保等の措置を講ずることにより、地域住民等に弾丸が到達するおそれがないことを確認した上で、銃器を使用した捕獲等を行う制度である。

なお、危険鳥獣が出没して、緊急銃猟の条件を確保する前に、現実・具体的に危険が生じ特に急を要する状況の場合などには、警察官職務執行法第4条1項を適用し対処することが想定される。

(2) 本マニュアルの位置付け

本マニュアルは、勝山市ツキノワグマ人身被害防止対応マニュアルに記載の「緊急銃猟」について、国のガイドラインが示す緊急銃猟の実施の流れ、事前準備、配慮事項を詳細に反映し、市が現場で安全に緊急銃猟を行うための具体的な手順を定める。

(3)用語の定義

本マニュアルにおいて使用する主な用語の定義は以下のとおりとする。

- 緊急銃猟： 法第 34 条の 2 に基づき、市長が銃器の使用による人の生命身体に対する危害を防止した上で、銃器を使用した捕獲等の行為。
- 危険鳥獣： 人の日常生活圏に出現した場合に、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが大きいものとして政令で定める鳥獣。(ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ)
(以下「クマ等」という。)
- 捕獲者： 実際に銃器によりクマ等を捕獲する者。射手及び技術的サポートを行う者。

(1) 通報時の対応

現地へ参集し、情報共有と現場確認を行い、捕獲によりクマ等を当該地域から排除する必要があると判断した場合、その方法として緊急銃猟による対応を選択するか検討する。なお、緊急銃猟が実施可能な範囲は、図2のとおり、人の日常生活圏とその付近に限定される。

緊急銃猟を選択する方向性が決定されたら、具体的に緊急銃猟の実施に関する計画を関係者で検討する。

図1 緊急銃猟を実施する際の対応体制図

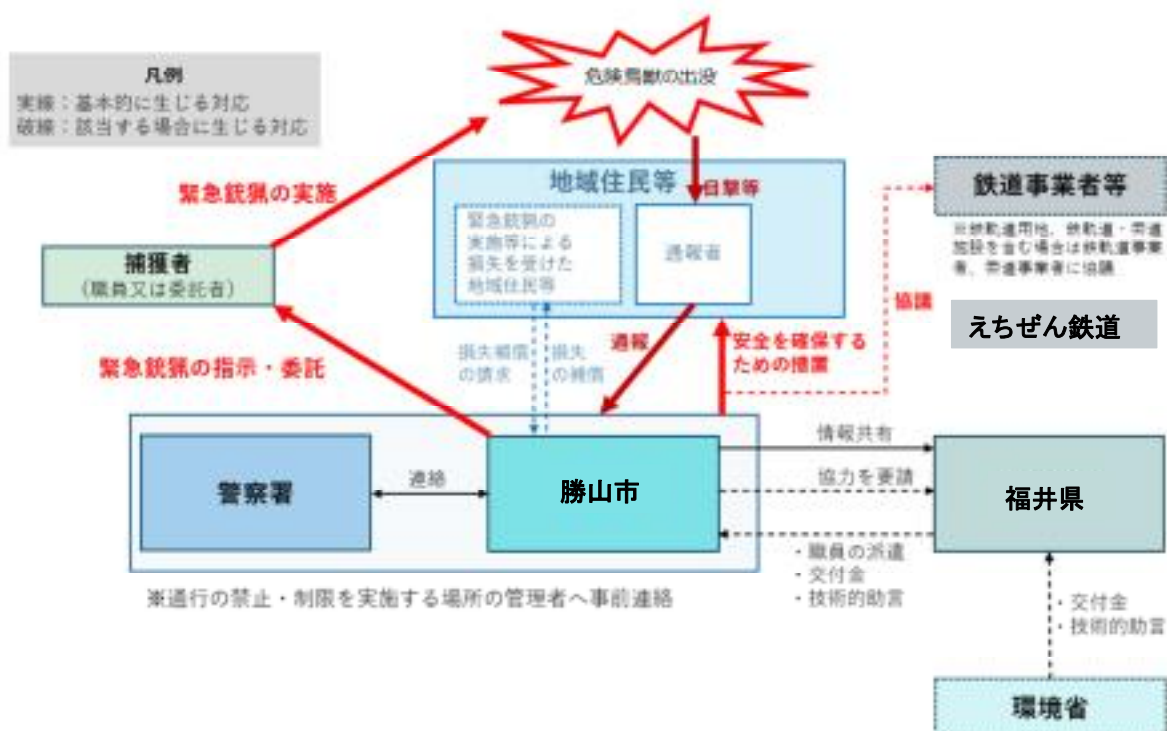


図2 緊急銃猟の実施範囲



(2) 緊急銃猟に関する計画の調整

現場の情報収集の結果などを踏まえ、クマ等の捕獲の手段として緊急銃猟を選択する方向性が決定されたら、具体的に緊急銃猟の実施に関する計画を検討する。ここでの計画とは書類上の計画ではなく、現場又は現場近くにおいて、捕獲関係者が地図等を見ながら安全確保の方法等や発砲の向き等の計画を指す。

※クマ等のすぐ近くで実施するとクマ等を興奮させることがあり、捕獲関係者を危険にさらす恐れがあるため、クマ等から見えない場所かつクマ等が確認でき、緊急な対応が可能な位置で実施する。(現場においての本部に相当する)

計画の調整に当たっては、詳細な役割分担や対応時の動き、配置を明確にして行う。また、逃走時や攻撃時など様々なクマ等の反応を想定して、それぞれのパターンに応じた対応を決めておく。

(3) 福井県に対する応援の要請

以下の場合が発生した際には必要に応じ、福井県知事に対し、人員派遣等の応援を要請する。

- 緊急銃猟の実施に必要な人員（特に捕獲以外の支援業務に従事する人員）の確保が困難な場合。
- 専門的な知識や技術（例えば、現場指揮、安全管理、広報、記録等）を有する人員が不足している場合。
- 緊急銃猟が長期化、広域化する等、市の単独での対応能力を超える状況となった場合。

（４）安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備

１．通行禁止・制限範囲、地域住民等の避難範囲の確定

１）通行禁止・制限範囲の設定

通行禁止・制限範囲：緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため、危害の及びうる範囲（弾丸が到達する範囲や被弾したクマ等が暴れまわる可能性のある範囲）

通行禁止・制限範囲は、現場を指揮する者が捕獲関係者等からの助言を踏まえ決定する。

２）住民の避難

通行禁止・制限範囲にいる者を外へ避難させる。区域内にある射線方向以外の建物内にいる者は、建物の外に出て、区域外に出ることが望ましいが、クマ等がいる状況で建物外に避難することが困難な場合には、屋内退避させ、屋外へ出ないように呼びかける。（屋内退避させる場合は、窓から離れ、身を守る姿勢をとることで安全を確保する。）

特に区域内に保育園・認定こども園や高齢者・障がい者福祉施設、医療機関等自力で避難することが難しい者が多数いる施設が含まれる場合は、屋外避難が困難であったり、迅速に行うことができないことが予想されるため、現場を指揮する者は捕獲関係者と施設関係者で避難方法を検討する。屋外避難をする場合は、クマ等の位置・建物の出入口・車両の活用可否・利用者の状態等を考慮し、安全な避難方法を検討する。安全に屋外避難をする

ことが困難な場合は、屋内避難を選択し、避難場所については、クマ等から離れている・跳弾方向に窓が無い・ドア等の入口が施錠できる・利用者が安全に移動することができる等の条件を総合的に判断し、場所を指定する。

2. 通行の禁止・制限を実施する場所の管理者等への協議・事前連絡・住民への周知

通行の禁止・制限をしようとするときは、事前に施設の管理者及び警察署に連絡・協議を行う。通行の禁止・制限をする場所に鉄道が敷設されている場合はえちぜん鉄道と、道路が含まれる場合は道路管理者と連絡・協議をする。

通行制限は、車両又は職員等を道路上に配置して行う。配置する際には、必要に応じて警察官と現地等で調整の上、通行がないことを確認したうえで配置を行う。

また、通行制限を行う場所・期間・制限の内容について、勝山市ホームページや市公式SNS、防災無線、緊急メールの配信、広報車での周知、報道機関への情報提供を行い、退避者、第三者、マスコミ等が通行制限区域内に入らないようにする。

保育園・認定こども園においては、送迎渋滞による対応の遅れ及び送迎対応者の二次被害を防止するため、当該施設の管理者を通じて制限区域・時間帯及び代替経路又は送迎の見合わせを個別に周知できるよう日頃から連絡体制を整えておくものとする。

3. 捕獲関係者の配置・安全確保

捕獲関係者等の安全が確保されるよう、必要な措置を講じる。

1) 距離の確保

対象となるクマ等を興奮させないよう、必要な距離及び回避場所を確保する。銃猟後であつても急に動き出す可能性も考慮しておく。

2) 捕獲者付近への配置

跳弾等により弾丸が捕獲関係者等に到達するリスクを低減するため、銃猟を実施する付近の人員の配置は、必要最低限とする。ただし、手負いとなったクマ等が市街地を走るとい

った事態を避けるため、複数の捕獲者を配置する場合は、射撃の順番等のプランを共有しておく。

3)捕獲関係者の装備

ヘルメット、盾、クマ撃退スプレー、無線機など安全確保に必要な装備を準備する。

4)捕獲関係者による捕獲者のサポート

人の日常生活圏では予測困難な事態が発生する恐れがあるため、捕獲関係者が連携して現場対応にあたり、状況判断と対応方針を協議し、関係法令の違反が生じないようにする。

5)対象のクマ等を見失った場合の対応方針の検討

対象のクマ等を見失った場合は、速やかに地域住民への周知を徹底する。広範囲を探索する場合は、車両により、市役所への通報情報等をリアルタイムで共有しながら探索する。歩いて探索する場合は、飛び出したクマ等に襲われる恐れも生じることから、複数人により行うとともに、必要な装備(ヘルメットやクマ撃退スプレー等)を万全にして行う。

6)手負い個体への対応の準備

銃弾1発で仕留められず、手負い状態になって逸走してしまうことを防ぐため、射手は複数人準備する。万が一、手負い個体が逸走してしまった場合は、地域住民への注意喚起とともに複数で慎重に追跡を行う。損傷が大きい個体の場合は、物陰等に身を潜める場合があるので、追跡の際は特に注意する。

図3 安全確保措置の流れ

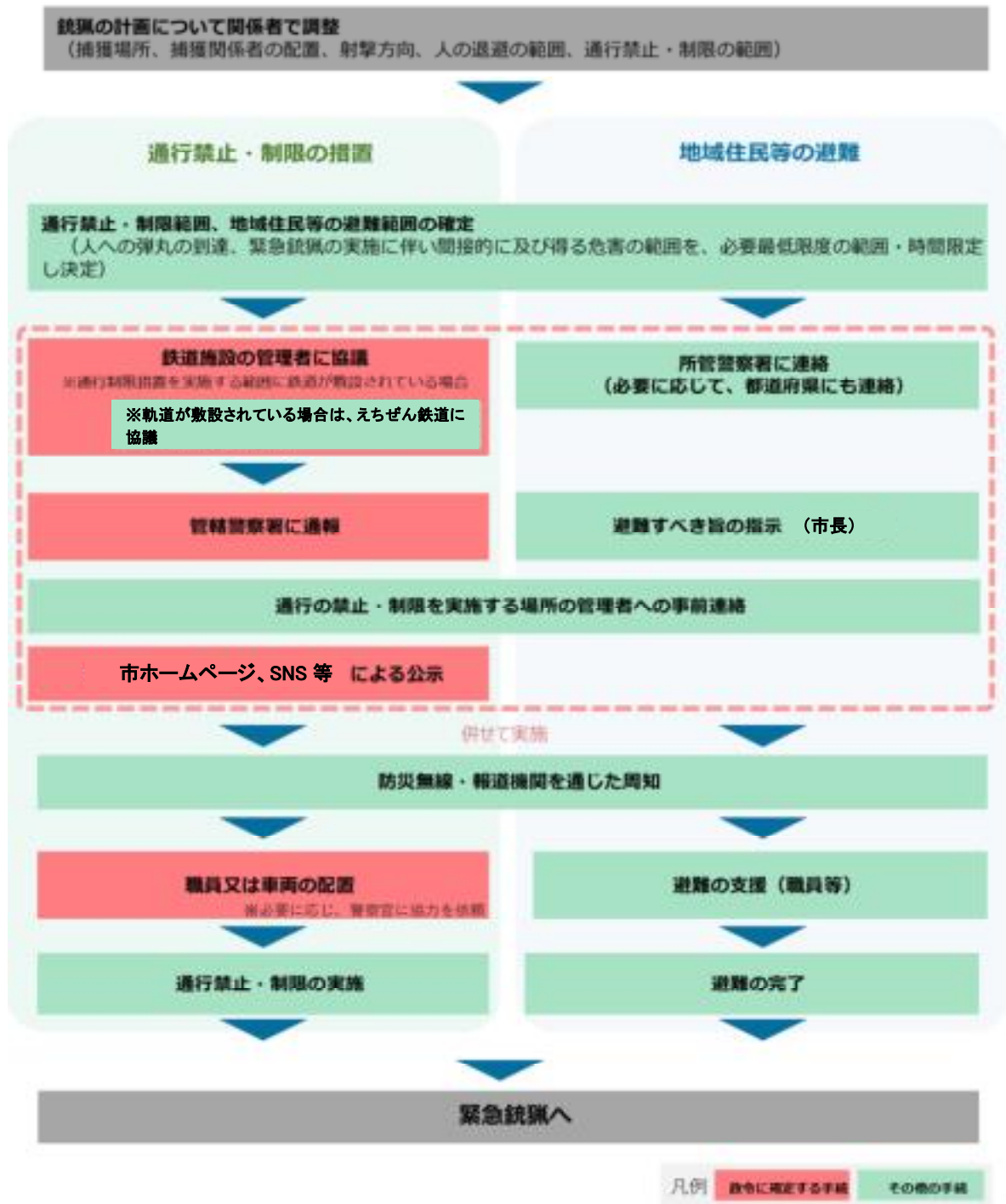
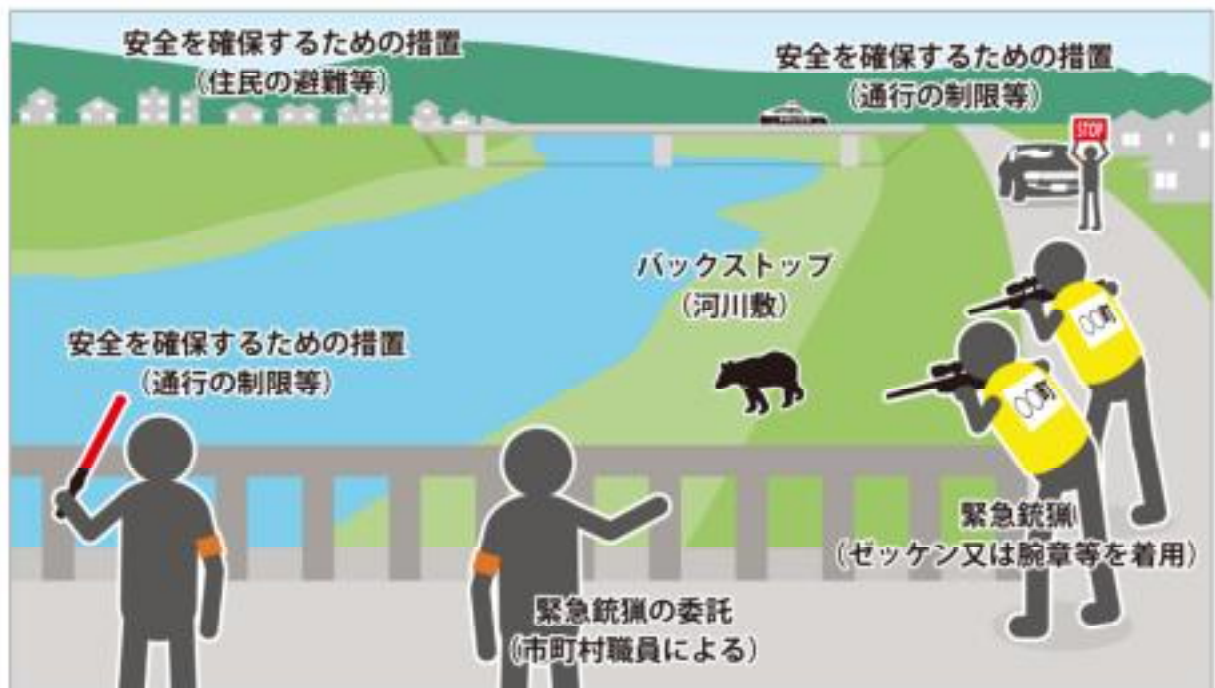


図4 安全確保措置が実施されているイメージ



(5) 緊急銃猟に係る条件の確認

緊急銃猟の実施については、以下の4つの条件全てを満たしていることを確認する。

- * 人の日常生活圏への侵入があること。
- * 人への危害を防止する措置が緊急に必要であること。
- * 銃猟以外の方法ではクマ等の捕獲等が困難であること。
- * 銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがないこと。

各種条件についての考え方については、以下のとおりとする。

- 人の日常生活圏への侵入があること

住居、広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫など、人の日常生活の用に供する場所にクマ等が出没している状況を指す。人の日常生活圏付近への侵入の蓋然性が大きい場合も、緊急銃猟によって対処できる。

- **人への危害防止措置が緊急に必要であること**

人の日常生活圏に侵入した場合は、人の生命身体に危害を生ずるおそれが大きいため、基本的に該当することとなる。

- **銃猟以外の方法では捕獲等が困難であること**

状況に応じて、はこわな等の使用が考えられるが、クマ等を迅速に捕獲することには適しておらず、人の日常生活圏に侵入した場合は、基本的に該当することとなる。

- **銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがないこと**

銃猟によって人に弾丸が到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないことを確認する。

銃猟によって人の生命身体に危害を及ぼすおそれを排除するためには、安全確保措置(通行禁止制限、住民避難、広報)の実施、バックストップ(安土)が確保されていることを確認する。屋外の場合は芝生や土のような柔らかい地形を、屋内では、弾丸が止まる堅い材質のもの(壁面等)をバックストップに活用する。

条件の確認には、P11「緊急銃猟時の確認チェックリスト」を用いる。

緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 （法第34条の2）	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ <u>人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。</u> 例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる。	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 （法第34条の2）	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難 （法第34条の2）	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合（法第34条の2）	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか（法第34条の4）	
	地域住民の避難は行われたか（法第34条の4）	
	広報（HPやSNS、防災無線等）は行われたか（政令）	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか（政令）	
	鉄道を含む場合は、鉄道管理者へ協議が行われたか（政令）	
	道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか	
	場所の管理者へ連絡したか（必要に応じて）	
	射線方向にバックストップはあるか ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
その他（土地の立入りを伴う場合）	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
	土地の立入りをを行う者は証票を身に着けているか（法第34条の3）	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意） ※ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

図5 屋外におけるバックストップの例

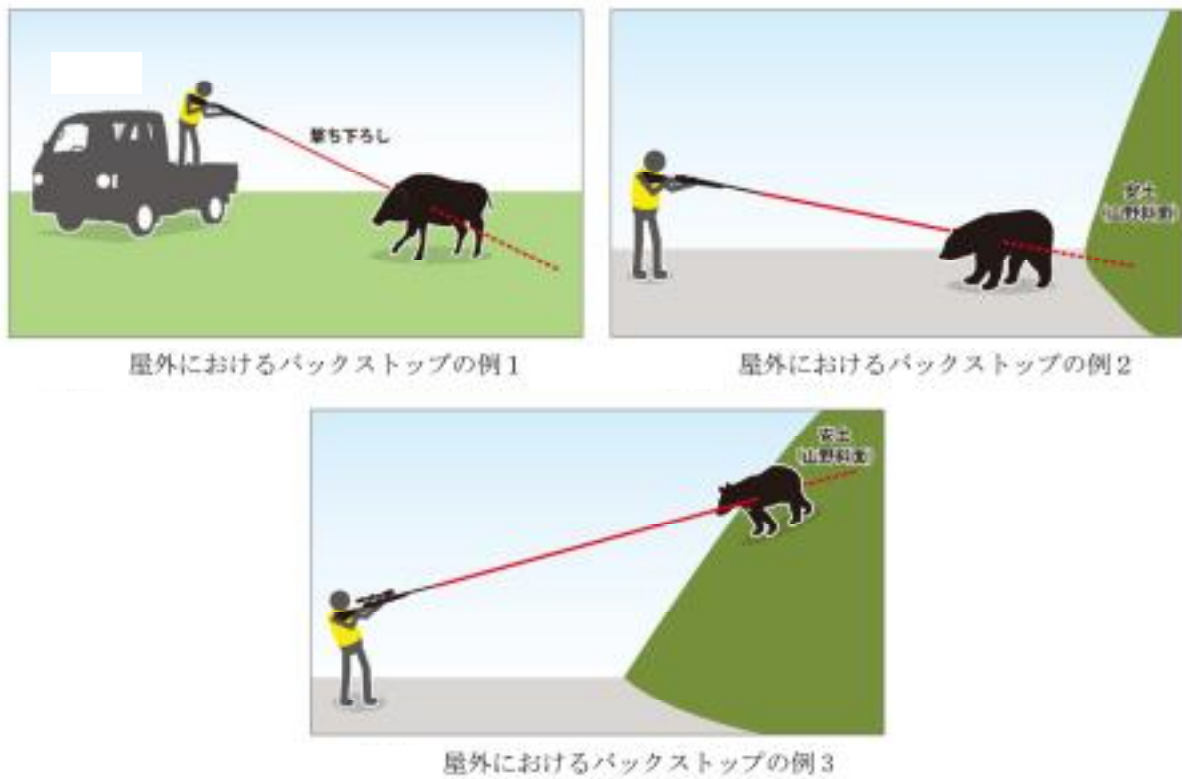


図6 屋内におけるバックストップの例

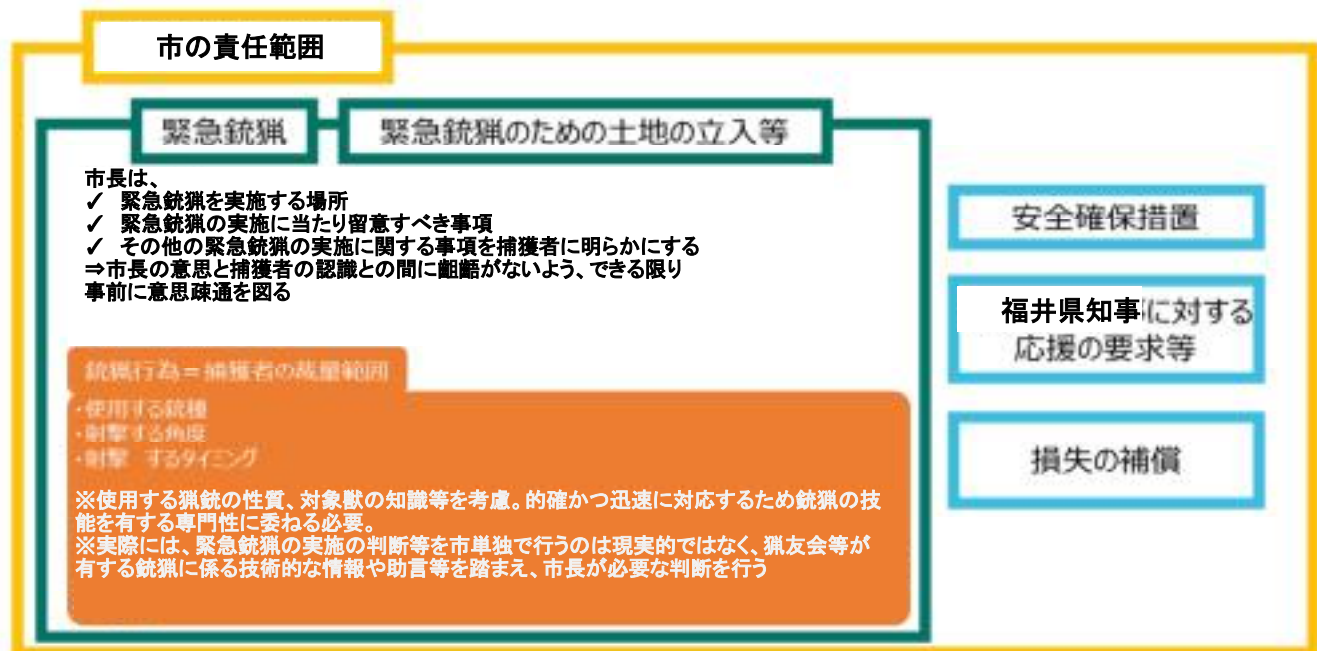


(6) 緊急銃猟の外部への委託

1) 緊急銃猟の委託

福井県猟友会勝山支部(以下「猟友会」という。)に委託する。捕獲者の裁量範囲は使用する銃種、射撃する角度、射撃するタイミングとなる。これら猟友会等の助言を踏まえ市が必要な判断を行う。

図7 市の責任範囲及び捕獲者の裁量範囲



2) 緊急銃猟を実施させる者の要件

緊急銃猟を実施させる者の要件を満たしているかは、P15「緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト」にて、確認を行う。

3) 証票の受け渡し

緊急銃猟を実施する者はその身分を示す証票を携帯する必要がある。証票は外見上携帯していることが明らかである必要があるため、ゼッケンを使用する。捕獲者に証票(ゼッケン)を渡し、着用させることで初めて緊急銃猟が実施可能となるため、安全確保が完了し、緊急銃猟を実施する判断がされたタイミングでの受け渡しを行う。実施の判断には、発砲後に

接近する際の止め刺しまで想定する。

なお、クマ等が移動した場合など、緊急銃猟の要件を満たせずやりなおす場合には、証票を回収し、再度緊急銃猟ができる条件が整った際に改めて付与することとなる。

緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト							
※チェックリストのチェック欄には捕獲者がチェックを行う。また、捕獲者の署名を得る。							
確認事項							
	要 件						✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している ※装薬銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）						
	第二種銃猟免許を所持している ※空気銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）						
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること（麻醉銃猟をする場合は除く）						
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある						
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目麻醉銃猟をする場合は除く)	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル						
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること						
その他	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ※委託時に市担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む						
			年	月	日		
					名 前		
※捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。（麻醉銃猟にあっては、例えば、錯誤捕獲個体への麻醉銃猟の経験も含まれる。） ※同種の銃器とは、装薬銃、麻醉銃、空気銃といった銃の種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。							

(7)緊急銃猟のための土地の立入等

緊急銃猟のため私有地に立ち入る場合は、身分を示す証票(ゼッケン)を着用する。土地の立ち入りのみを行う者と捕獲者とを区別するため、ゼッケンの色を分ける。

(8)原状回復、安全を確保する措置の解除

緊急銃猟の実施が終了したら、安全確認(個体の状態、跳弾の有無、弾丸の行方等)を捕獲関係者で行い、確認が終わり次第、通行制限を含む安全確保措置を解除する。

(9)損失補償手続

緊急銃猟により損失が生じた場合は、損失補償手続きを事後的に行う。

1)損失の確認

緊急銃猟終了後、現場周辺において跳弾や着弾の有無を含め、建築物、農作物、車両等への損害がないか詳細に確認する。損害が確認された場合は、写真記録や関係者からの聞き取りにより、その状況と原因を明確にする。

2)補償の申請

損失を受けた者からの補償申請を受け付ける。申請には、被害状況を示す証拠(写真、見積書等)を添付させる。

3)損失の調査及び評価

申請に基づき、市が速やかに現場調査を行い、損失の範囲、程度、因果関係を客観的に評価する。必要に応じて専門家の意見を求める場合がある。

4)補償の決定

調査結果に基づき、市が補償の要否及び補償額を決定し、損失を受けた者に通知する。

3. 役割分担と対応者、指揮命令系統

緊急銃猟の実施は市の事務となるが、安全確保や関係者の連携・協力が不可欠である。本市における各主体の役割は以下の通りとし、緊急時に迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。なお、市長が緊急銃猟の権限主体であり、安全確保、緊急銃猟、福井県への応援要請の権限を有するが、本市では市長の現場指揮を想定していないことから、平時に技幹へ権限を委任するものとする。技幹が不在の場合は、危機管理幹を、両者不在の場合は、政策幹を充てることとし、権限を委任する。

(1) 緊急銃猟を実施する際の役割分担及び対応者

① 捕獲者

実際に緊急銃猟を行う者(射手)。捕獲の技術を有する者が対応することとなる。本市においては、銃猟が可能な職員がいないため、農林課長は、事前に猟友会に委託する。命中したとしても動きが止まらない可能性を想定し、複数名を配置する。また、麻酔銃を用いた緊急銃猟が想定される場合については、福井県自然保護センターに対応を要請する。

② 捕獲者をサポートする者

射手とともに行動し、現場で射手のサポートを行う。農林課長は捕獲の技術を有する者(主に猟友会)を任命する。

③ 緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の委託を行う者(権限委任された者)

現場又は現場近くにおいて緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮を行う。射手とともにクマ等の動きを追い、緊急銃猟の委託を行う。市長の権限の委任を受けた技幹が担う。技幹は、農林課森林整備・鳥獣害対策係の職員を射手に同行させ、クマ等の動きを把握した上で、捕獲者に緊急銃猟の委託を行う。

④ 通行制限を行う者

緊急銃猟の実施に必要な地域住民の安全確保のため、技幹が設定した制限範囲内の道

路等において、通行制限を行う。建設課長は、建設課職員を配置する。また、地域住民等の安全確保のための交通規制を行っている警察と連携して、通行禁止・制限範囲への侵入防止を徹底する。建設課長は緊急銃猟の条件の確認(法第 34 条の 4)を行う。

⑤住民への避難を呼びかける者

緊急銃猟の実施に必要な地域住民の安全確保のため、技幹が設定した制限範囲内の住民へ、現場に臨場し避難や屋内退避を呼びかける。総務課長は総務課職員(危機管理防災係)を配置する。避難を要する者が複数人(戸)いる場合は、その全てに同時並行で避難を呼びかけることができるよう、必要な人員を配置する。保育園・認定こども園や高齢者・障がい者福祉施設、医療機関等多数の人員を屋内避難させる場合、屋内避難の補助・屋内避難が完了していることを確認するための人員を配置する。また必要に応じて、避難所の開設、避難所までの誘導(輸送)を行う。人員が不足する場合、総務課長は総務課職員または、全庁より職員を動員し、配置する。また、関係各課に所管施設への連絡及び必要に応じ避難の対応を指示する。なお、地域住民等の安全確保のための避難誘導を行っている警察と連携して制限範囲にいる住民等の退避を徹底する。総務課長は緊急銃猟の条件の確認(法第 34 条の 4)を行う。

⑥緊急銃猟の様子を記録する者

勝山市の責任のもとに捕獲者が対応した内容を後から証明するため、緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影して記録する。ただし、捕獲者の了承を得ている場合や記録する者の安全が確保されている場合のみ実施。総務課長は総務課職員(広報広聴係)を配置する。なお、捕獲者に対しては、あらかじめ農林課にて撮影の了承を得ておくこととする。

⑦場所の管理者・地権者との調整を行う者

緊急銃猟や土地の立ち入りの際に、場所の管理者、地権者(土地の立ち入りの場合)との調整を行う。主に農林課職員が行うこととし、土地および家屋の所有者等が不明な場合は、市民課または営繕課への照会を行う。

⑧広報を行う者

緊急銃猟の実施に当たり、通行制限を行う場所・期間・制限の内容等について、地図などを併用し HP、SNS、防災無線、市緊急メール、広報車での呼びかけを行う。HP、SNS での広報は総務課職員（広報広聴係）、防災無線での広報は総務課職員（危機管理防災係）、緊急メール、広報車での広報は農林課職員が行う。報道等対外的な対応は総務課職員（広報広聴係）にて行う。

⑨その他

その他、緊急銃猟に関して、必要な役割が発生した場合は、市役所の各部署が、それぞれの所管業務において対応する。

（一例）

避難された方の体調管理のため、健康体育課の保健師を避難所に配置

クマが空き家の敷地内に留まっていたため、営繕課が所有者への連絡を対応

バスの運行経路が通行禁止・制限範囲と重なるため、未来創造課が運行経路等を調整

園児や高齢者等の特に配慮が必要な方のケアを行う（こども課・福祉課・健康体育課等）

上記の④～⑧を行うための人員が不足する場合は、総務課長の指示により全庁より職員を動員する。

なお、各部署の所管については、下記のとおりとし、それぞれ必要に応じ緊急連絡等の情報共有を行うものとする。又、所管の施設が緊急銃猟実施の制限範囲に含まれた場合は、現場に臨場し対象施設の避難等を確認し、住民避難の対応をしている総務課（危機管理防災係）へ報告する。

・総務課 まちづくり会館、コミュニティセンター

・未来創造課 生涯学習センター、市民交流センター、市民活動センター、図書館、
市民会館

・市民課 和みの杜

・福祉課 福祉健康センター「すこやか」、障がい者福祉施設

・健康体育課 地域包括支援センター、体育施設、高齢者福祉施設、医療機関

- ・商工文化課 観光誘客施設、文化財活用施設
- ・建設課 長尾山総合公園
- ・営繕課 市営住宅
- ・上下水道課 浄化センター、農業集落排水処理施設
- ・教育総務課 小学校、中学校、高校、青少年センター、
県立大学恐竜学部
- ・こども課 地域子育て支援センター、こども家庭センター、児童センター、
教育会館、保育園・認定こども園

⑩原状回復を行う者

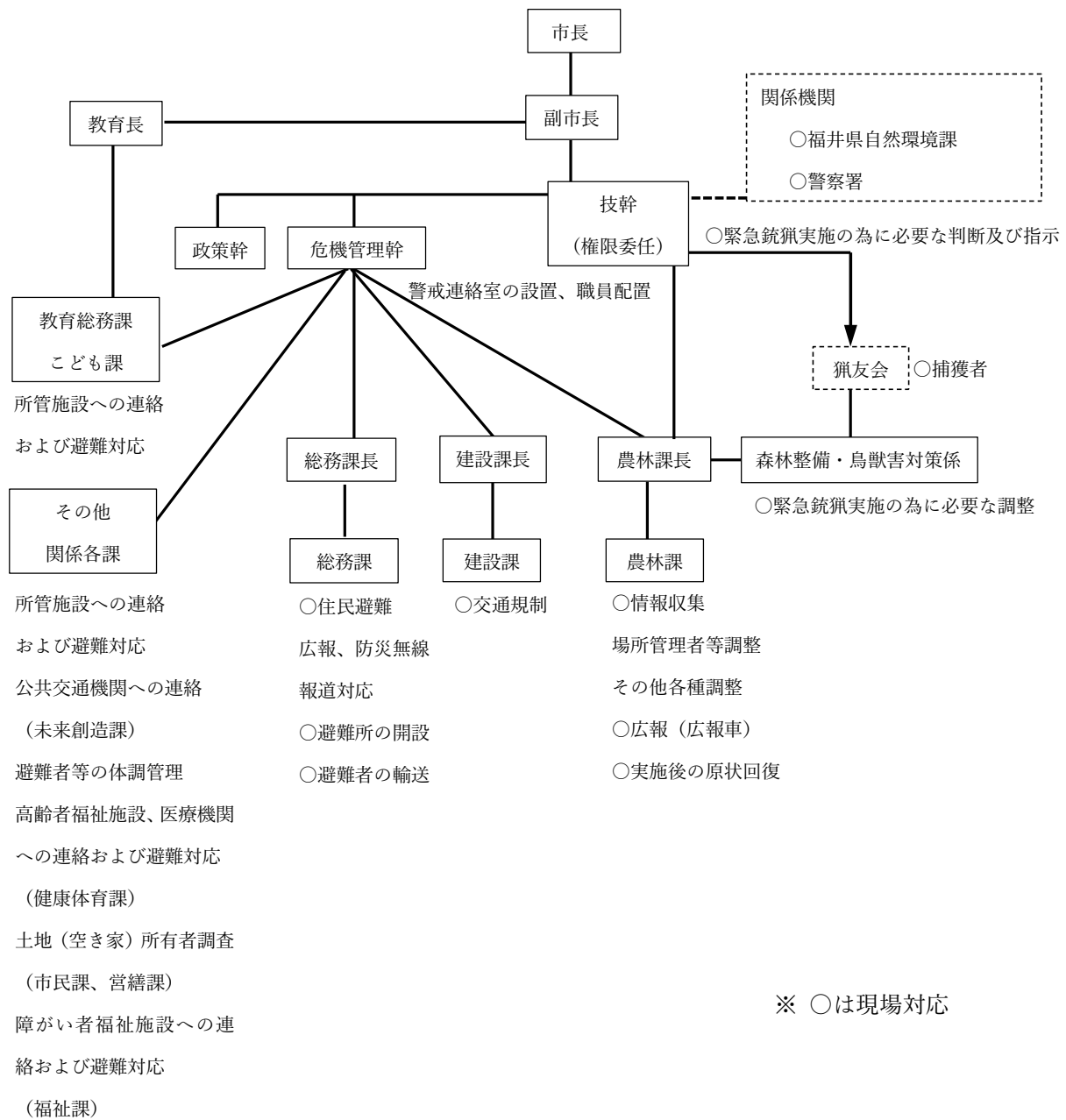
捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。猟友会及び農林課が行う。

(2)指揮命令系統

危機管理幹は、技幹が緊急銃猟の実施方針を決定した際は、勝山市危機対策基本指針に基づき、「緊急銃猟に係る警戒連絡室」を設置する。また、現場等との連絡調整役として、必要に応じて関係各課の職員を警戒連絡室に配置する。

指揮命令系統は図-8 の通りとし、指示、報告、協議等はこれに基づき実施するものとする。

図8 指揮命令系統図



4. 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備

迅速かつ円滑に、安全を確保しながら的確に緊急銃猟を実施するためには、事前の準備が必須である。

(1) 必要な人員・関係者の協力体制の確保

事前に役割分担を整理し、捕獲関係者も含め、役割に応じた人員をあらかじめ特定し、緊急時に迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する(P17「緊急銃猟を実施する際の役割分担及び対応者」)。当市では、捕獲者として猟友会との連携体制を構築し、緊急連絡先を含む関係者リストを作成する。また、関係者リストは定期的に更新するものとする。

また、市長からの権限委任に関する規定を明確にし、緊急銃猟を実施可能な能力を有する捕獲者(外部委託者)の特定と確保を行う。具体的には、ライフル銃や散弾銃、麻酔銃の使用経験、夜間銃猟安全管理講習の受講など、ガイドラインに示された要件を確認する。捕獲者(射手)は複数名を確保する。

福井県との応援・協力体制を検討し、構築する。また、捕獲者への日当の設定と、指定管理鳥獣対策事業交付金の活用を検討する。

(2) 関係機関との連携体制

- 福井県 ： 応援要請および情報共有の窓口を明確にする。福井県自然環境課は、専門的知見からの支援を行う。
- 警察 ： 出没情報の共有および現場での協力体制について事前に協議を行う。現場での安全確保についての支援を行う。
- 狩猟関係団体(猟友会) ： 捕獲者の紹介および技術支援について協力を得る。クマ等の目撃情報に基づく対応や捕獲の協力を行う。
- 区長連合会 ： 地域住民への情報伝達や注意喚起に協力する。

(3) 机上及び実地訓練・研修等の実施

捕獲関係者間の情報共有と連携を強化するため、机上訓練、実地訓練、研修等を定期的に実施するものとする。訓練内容としては、通報受付から緊急銃猟実施、原状回復までの一連の流れ、役割分担の確認、情報共有、安全確保措置の確認、警察との連携などを網羅する。訓練結果を評価し、マニュアルへフィードバックする。

(4) 備品の確保と管理

緊急銃猟に必要な備品をあらかじめ確保し、適切に管理するものとする。

1. 常備品

- ヘルメット、盾、プロテクター、クマ撃退スプレー、証票(腕章、ゼッケン)
- 安全確保用資機材(バリケード、各種看板)、拡声器、防災無線、広報車、照明器具、土のう(バックストップ補強用)
- 情報通信機器(無線機、携帯電話等)
- 記録用資機材(カメラ、ビデオカメラ、記録票(ツキノワグマ捕獲計測記録票))
- 捕獲個体処理用資機材(運搬用具、清掃・消毒用具等)
- 緊急時医療品
- はこわな(ドラム缶式)

2. 管理手順

1) 備品リストの作成

全ての備品を網羅したリストを作成する。

2) 定期点検

備品リストに基づき、担当部署(農林課、総務課、建設課)が常時適切な状態に維持管理し、定期的な点検を実施する。

3) 補充・更新

点検結果に基づき、不足品や破損品の補充・更新を速やかに行う。

4) 保管

備品の使用目的に応じて適切に保管する。保管場所、管理責任者（農林課長及び総務課長など）を明確に定める

(5) 保険の加入

緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備として、保険への加入を行う。

農林課は、緊急銃猟によって人身被害及び物損等が生じた場合に備え、賠償保険および補償保険等の加入の措置を行う。